

士別市立病院病棟再編計画に係る結果報告

1 病院開設許可変更申請書の内容

- (1) 名称 士別市立病院
(2) 所在地 士別市東 1 1 条 5 丁目 3 0 2 9 番地 1
(3) 内容 令和6年(2024年)4月1日から病床(一般55床、療養78床)の種別と病床機能を下記のとおり変更

	変更前	変更後	変更内容
病床種別	一般 55床 療養 78床	一般 50床 療養 79床	一般 ▲5床 療養 1床
病床機能報告 上の病床機能	(一般) 急性期55床 (療養) 回復期53床 (療養) 慢性期25床	(一般) 急性期50床 (療養) 回復期52床 (療養) 慢性期27床	(一般) 急性期 ▲5床 (療養) 回復期 ▲1床 (療養) 慢性期 2床
医療資源投入 量からみた実 質の病床機能	(一般) 急性期55床 (療養) 回復期24床 (療養) 慢性期54床	(一般) 急性期50床 (療養) 回復期39床 (療養) 慢性期40床	(一般) 急性期 ▲5床 (療養) 回復期 15床 (療養) 慢性期 ▲14床

2 対応経過

- (1) 士別市立病院から病院開設許可変更申請書の提出を受け、地域医療構想調整会議において協議(開催日:令和5年(2023年)11月27日)。
(2) 協議結果を道本庁(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課)宛て報告・協議。

3 道本庁との協議内容

病床機能報告上は、圏域で過剰な機能である慢性期が増加し、必要量に達していない回復期が減少となるが、医療資源投入量からみた実質の病床機能上では、慢性期が減少し回復期が増加しており地域医療構想との整合は図られていることから、条件を付すことなく許可する。

4 決定内容

変更申請を許可する。

令和6年(2024年)3月12日(上名企第3407号 北海道名寄保健所長通知)

<参考>医療法第7条第2項(要約)

都道府県知事は、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可には、構想区域における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める構想区域における将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

